

# 「企業誘致戦略強化事業（医療関連企業誘致アドバイザー業務）」

## 事業者募集要領

### 1. 業務名：

「企業誘致戦略強化事業（医療関連企業誘致アドバイザー業務）」

### 2. 趣旨・目的

本業務は、民間人材のマーケティングや経験・人脈を最大限に活用して、神戸への投資可能性が高いと考えられる誘致候補企業の選定・絞り込みを行い、具体的な誘致交渉の段階に至るまでの業務を委託することで、より効果的な医療関連の企業誘致につなげていこうとするものです。

### 3. 業務内容

#### ①誘致対象企業の抽出

受託者自らの人脈・経験をもとに、神戸への投資可能性が高いと考えられる医療関連の企業から、神戸市の担当職員（以下「担当職員」という。）との協議を経て、誘致対象企業を抽出する。

#### ②誘致戦略の策定

上記①により抽出した各企業について、実際の誘致活動を展開していくうえでの誘致戦略について、担当職員に提案、助言を行う。

#### ③企業との面談機会の設定及び同席

上記①により抽出した対象企業において新規投資の判断権限をもつ人物と神戸市とが面談する機会を設定し、必要に応じてその場に同席する。

さらに、面談後、誘致先との進出協議を進めていくうえで、必要に応じて先方への状況確認などのフォローを行い、その結果を担当職員に報告する。

### 4. 委託期間

・契約日の翌日から3ヶ月間。

### 5. 委託料

・120万円（税抜き、交通費等諸経費を含む）。

・委託料の支払いは、原則として、業務の完了後に行います。ただし、受託者が希望する場合には、着手時に委託料の半額を支払うことができます。

### 6. 受託者の応募・選考方法

#### ①募集対象：2者まで

#### ②応募資格：次の条件を満たす個人・法人に限ります。

ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。

暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。

キ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

ク 神戸の産業団地の計画コンセプトに賛同し、これを推進しようとする意欲があること。

ケ 誘致対象となり得る医療関連企業の、経営判断、事業方針の決定に関与できるか、もしくはこれに準ずる立場の関係者を、神戸市に紹介できる人脈をもっていること。

コ 医療の業界事情に関して豊富な知識と情報を備えていること。

サ 委託期間中、月1回は、関西圏又は首都圏において、神戸市の担当職員と協議することが可能であること。

③応募方法：申込書、誓約書を以下の通り、提出していただきます。

・申込書の記載内容（様式は任意）

ア 申込者のプロフィール（個人の場合）

経歴、主な役職、主な業務実績、主な企業情報ネットワーク

イ 組織の概要（法人の場合）

沿革、業務内容、主な業務実績、主な企業情報ネットワーク

ウ 誘致戦略の考え方

誘致の視点、対象企業の選定方法

エ 業務計画

業務実施体制、業務スケジュール

オ その他

誘致実現に向けての目論見など、選定評価に際してのアピールポイント

・誓約書

別添の様式に、住所、代表者名を記入のうえ、ご提出ください。

・提出先

下記の提出先に直接ご持参ください。（事前に電話連絡をお願いします。）

神戸市産業振興局企業誘致推進室企業立地課

医療産業グループ 担当：宮道・森

【住所】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

【電話】078-322-6341 【FAX】078-322-6072

【E-mail】info@kobe-lsc.jp

・提出期間

平成22年8月30日（月）～平成22年9月6日（月）午後5:00

④受託者の選定：

応募者から提出された申込書の内容に基づき、提案評価委員会での審査を経て、受託候補者を1～2者選定します。

審査は、ア～ウの事項（計100点満点）について、企業誘致への貢献可能性の相対評価を行い、最も評価点の高かった事業者並びに次順位の事業者を受託候補者として選定します。（ただし、評価結果により、最も評価点の高かった事業者と評価点に著しい乖離がある場合は、次順位の事業者を受託候補者として選定しません。また、最も評価点が高い候補者であっても、著しく評価点が低い場合、選定しない場合もあります。）

ア 応募者の受託適正（40点）

応募者の経歴、業務実績、企業情報ネットワークから、応募者がどの程度の情報収集力、企業経営分析力を備えていると判断できるか。

イ 誘致戦略の内容（40点）

誘致戦略についての提案が、企業の誘致につながる可能性が高い内容になっているか。

ウ 円滑な業務遂行の信頼性（20点）

業務計画が、円滑な業務遂行の信頼性がある内容になっているか。

## 7. 問い合わせ先

お問合せについては、上記6. ③の申込書類提出先に事前に電話連絡のうえ、FAX又は電子メールでお願いします。なお、お問合せとその回答内容については、募集期間中、ホームページ「神戸医療産業都市・医療関連企業進出のご案内」（「神戸 医療 進出」で検索、<http://www.kobe-lsc.jp/index.html>）にて掲載します。

# 誓約書

平成 年（ 年） 月 日

神戸市長 様

住 所  
商号または名称  
代 表 者

印

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- 3 本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと
- 4 銀行取引停止処分を受けているものでない者
- 5 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- 7 公租公課の滞納処分を受けていないこと。